

## ■ 相続・相続人とは何？

- ① 人の死亡により、その人の所有する財産が、その人と一定の身分関係にある妻や子供などに引き継がれていくことを**相続**といい、民法において規定されています。
- ② 法律では、死亡した人を**被相続人**、死亡した人の財産を受け継ぐ人を**相続人**といいます。

## ■ 相続開始の時期は？

- ① 民法では「相続は、**死亡**によって開始する」と定められており、被相続人の死亡の瞬間から相続開始になります。
- ② 具体的な開始時期は、市町村役場の**戸籍簿**に記載された年月日時刻で、これは医師が作成した死亡診断書や死体検案書等に基づいて行われます。
- ③ 相続人がその死亡を知っていたか否かに関係なく、また特別な手続きも要さずに、**死亡という事実のみ**で相続は開始されます。決して遺産分割や名義変更時期ではありません。

## ■ 相続人になれる者は？

- ① 死亡した人の身内であればだれでも相続人になれるわけではありません。民法では相続人になれる人の範囲がきちんと定められており（**法定相続人**という）、誰と誰とが相続人であるかによって定められた相続分（**法定相続分**という）も異なってきます。
- ② 被相続人は、**遺言**によって各相続人の相続分を決めることができます。これを**指定相続分**といい法定相続分よりも優先されます。
- ③ また、被相続人は遺言によって相続人以外の人に財産を与えることができます。これを**遺贈**といい、この場合には被相続人を**遺贈者**、財産をもらった人を**受遺者**といいます。

## ■ 納税義務者は？

- ① 相続人と受遺者は、もらった財産の額が一定の基準額以上の場合には、国税である**相続税**を納めなくてはなりません。
- ② また、「死亡した時点で財産を贈与する」という契約（**死因贈与**という）により財産を取得した者（**受贈者**という）も相続税の対象となります。

## ■ 相続税のかかる財産・かからない財産は？

- ① **相続税がかかる財産**…………… 土地・家屋・現金預金・有価証券・ゴルフ会員権・生命保険金・死亡退職金 etc （ほとんどのものが課税対象になると考えて差し支えない）
- ② **相続税がかからない財産**…………… 墓、仏壇、香典、一定額までの弔慰金、国や公益法人等への寄付金 etc （祭祀関係や一定の寄付金等、ごく限られたものだけ）
- ③ **全体の財産から控除していいもの**…………… 銀行などからの借入金・電気代などの未払い金、未納の税金 etc （被相続人が死亡した時に負っていた債務に限られる）

## ■ 相続税の計算は？

- ① 課税対象となる財産額や法定相続人の数などをもとに、一定の調整をしながら各人の相続税額を算出します。一定の調整には、法定相続人の数に基づく**基礎控除**や配偶者税額控除などの各種**税額控除**があります。
- ② 相続税には、相続財産額が多くなるほど税率も上がっていく**超過累進税率**が適用されています。

## ■ 相続税の申告は？

- ① 計算の結果、相続税がかかることになった場合は、**相続開始の日から10ヶ月以内**に相続税の申告と納付をしなければなりません。また、相続税を分割して支払う**延納**や現金のかわりに土地などで納める**物納**を申請する場合にもその時期までに行わなければなりません。
- ② 遺産分割協議が整わないなどの理由でその期限までにきちんとした申告をすることができない場合には、とりあえず法定相続分で申告しておき、後で過不足分を精算するという方法をとることもできます。

## 相続人について

- 民法では相続人になれる者の範囲が定められています。これを**法定相続人**といいます。法定相続人になれる者は、**配偶者**（内縁関係は除く）、**子**、**直系尊属**（父母、祖父母等）、**兄弟姉妹**です。
- **配偶者**は常に相続人になり、血族は次の順序で相続人になります。
  - ① 第1順位…………… **子**。相続開始前に死亡した子がいるときはその子（被相続人からみたら孫）  
子には、養子や非嫡出子（婚姻外の子）も含む
  - ② 第2順位…………… 第1順位の者がいない場合は、**父母**。  
父母両方がいない場合は、**祖父母**。
  - ③ 第3順位…………… 第1、第2順位ともいない場合には、**兄弟姉妹**。  
相続開始前に死亡した兄弟姉妹がいるときはその子（被相続人からみたら甥、姪）
- 相続発生時点で子がすでに死亡している場合は孫が、その孫も死亡している場合はひ孫が相続人になります。この仕組みを**代襲相続**といいます。
- 遺言により、相続分を指定したり、法定相続人以外に財産を分与することができます。これを**指定相続（指定分割）**といいます。指定相続分は法定相続分に優先しますが、法定相続人の**遺留分**（民法で定められている法定相続人が最低相続できる額）を侵すことはできません。なお、兄弟姉妹には遺留分は認められていません。

- 民法では相続人になれる者の範囲が定められています。これを法定相続人といいます。  
法定相続人になれる者は、**配偶者**（内縁関係は除く）、**子**、**直系尊属**（父母、祖父母等）、**兄弟姉妹**です。
- **配偶者**は常に相続人になります。血族は次の順序で相続人になります。（配偶者がいないときも同じ）  
なお、相続する人が一人もない場合には、遺産は国のものになります。
  - ① 第1順位…………… **子**。相続開始前に死亡した子がいるときはその子（被相続人からみたら孫）  
子には、養子・非嫡出子（婚姻外の子）や胎児も含む。
  - ② 第2順位…………… 第1順位の者がいない場合は、**父母**。  
父母両方がいない場合は、**祖父母**。
  - ③ 第3順位…………… 第1、第2順位ともいない場合には、**兄弟姉妹**。  
相続開始前に死亡した兄弟姉妹がいるときはその子（被相続人からみたら甥、姪）
- 相続発生時点で子がすでに死亡している場合は孫が、その孫も死亡している場合はひ孫が相続人になります。この仕組みを**代襲相続**といいます。
- 遺言により、相続分を指定したり、法定相続人以外に財産を分与することができます。  
これを**指定相続（指定分割）**といいます。指定相続分は法定相続分に優先しますが、法定相続人の**遺留分**（民法で定められている法定相続人が最低相続できる額）を侵すことはできません。  
なお、兄弟姉妹には**遺留分**は認められていません。
- 民法で定められた相続分を**法定相続分**といいます。
- 法定相続分は、誰と誰とが相続人になるかによって違ってきます。下表は配偶者がいる場合の法定相続分です。

相続人の順序		延納期間(最長)	
第1順位	配偶者	1/2	
	子	1/2	子が複数の場合、この1/2をさらに均等割
第2順位	配偶者	2/3	
	父・母	1/3	父母共いる場合、この1/3をさらに均等割
第3順位	配偶者	3/4	
	兄弟姉妹	1/4	兄弟姉妹が複数の場合、この1/4をさらに均等割

- 相続は原則として、親→子→孫→曾孫 という順で行なわれていきますが、中には親より早く子供が死亡してしまうというケースもあります。
- 民法ではこのような場合、親より早く亡くなった子にもし子供、親からみたらすなわち孫がいればその孫が、孫も既に亡くなっている場合はさらにその子供（すなわち曾孫）が相続することを認めています。  
これを**代襲相続**といいます。いわゆる第1順位の相続権が直系卑属へと次々に移っていく仕組みです。  
このように第1順位者がいる限り、相続権が被相続人の直系尊属や兄弟姉妹に移ることはありません。

- 被相続人に子・孫・曾孫などの直系卑属が1人もおらず、父母等の直系尊属も1人もいない場合には、被相続人の兄弟姉妹がその相続人になりますが、その兄弟姉妹も既に死亡している場合には、その子（被相続人の甥や姪）が代襲相続することになります。ただし、**兄弟姉妹の場合は再代襲は認められていない**ため、甥や姪のところまでで代襲相続は打ち切りとなります。
- **相続欠格者**や**廃除者**の直系卑属には代襲相続が行なわれますが、相続放棄した者の直系卑属には代襲相続は認められていません。

## 非嫡出子

- 婚姻外で生れた子を**非嫡出子**といい、父親が認知するか、家庭裁判所での認知の審判を受ければ、法定相続人になります。（正式な婚姻関係にある男女から生れた子は**嫡出子**といいます）
- 非嫡出子の法定相続分は、嫡出子の**半分**とされています。  
例えば、相続人が配偶者と嫡出子2人・非嫡出子1人とした場合の法定相続分は次のようになります。
  - ① 配偶者…………… 2分の1
  - ② 嫡出子…………… 各5分の1
  - ③ 非嫡出子…………… 10分の1

## 半血兄弟

- 父母のどちらかが異なる兄弟姉妹のことを**半血兄弟**といいます。（父母とも同じ兄弟姉妹は**全血兄弟**といいます）
- 半血兄弟の法定相続分は、全血兄弟の**半分**とされています。  
例えば、兄弟姉妹以外に相続人がいない場合で、相続人の内訳を全血兄弟2人・半血兄弟1人とする、法定相続分は次のようになります。
  - ① 全血兄弟…………… 各5分の2
  - ② 半血兄弟…………… 5分の1

- 相続において、養子は実子（嫡出子）と同様の扱いを受けます。
- 民法上は養子の数に制限はありませんが、**相続税の計算上**では法定相続人の数に含まれる養子の数は次のように制限されています。ただし、この範囲内であっても、本人の危篤中に急に行なわれた養子縁組など租税回避の意図が明らかなものについては1人も認められません。
  - 被相続人に実子がある場合…………… 1名
  - 被相続人に実子がない場合…………… 2名
- 上記の養子の数は、相続税の計算上、次の部分の計算に関係してきます。
  - ①遺産に係る基礎控除額
  - ②相続税の総額を計算する際、各相続人が法定相続分通りに相続したときの総額
  - ③生命保険金等の非課税限度額
  - ④退職手当金等の非課税限度額
- 養子には、養子縁組によって法律上の親子になった、いわゆる世間でいう”普通の養子” **一般養子**と、特別養子制度によって養子になった**特別養子**とがあり、次のような相違点があります。
  - 一般養子…… 実親・養親の両方の遺産に対して相続権あり
  - 特別養子…… 養親の遺産に対してのみ相続権あり（戸籍の記載から実子扱いで、実親とは法的に縁が切れる）
- 配偶者の連れ子であっても、養子縁組をしなければ連れ子には相続権は発生しません。
- 次の養子は、相続税の計算上、実子とみなされ、養子の数の規制対象から外されます。
  - ①特別養子
  - ②配偶者の実子で被相続人の養子になった人（配偶者の連れ子養子）
  - ③配偶者の特別養子で被相続人の養子になった人（配偶者の連れ子養子）
  - ④代襲相続人

## 内縁の妻

- 内縁の妻には**相続権がありません**。したがって相続権を確保しようと思う場合には、婚姻届を役所に提出する必要があります。
- 何か事情で入籍できない場合には、次のような方法により財産を取得することもできます。
  - ①一定の財産を**生前贈与**してもらおう（ただし、贈与税がかかる）
  - ②合法的な遺言書を作成してもらい**遺贈**を受ける（ただし、相続税額の2割加算の対象になる）
  - ③内縁の夫が亡くなってその相続人がいない場合には、**特別縁故者**として家庭裁判所に申し立て、認められたら遺産の全部または一部をもらう（ただし、相続税額の2割加算の対象になる）



- 相続税における基礎控除額は次のように計算します。

$$\text{基礎控除額} = 5000\text{万円} + 1000\text{万円} \times \text{法定相続人数}$$

- 正味の遺産額が相続税の基礎控除額（課税最低限）より少ない場合には、相続税は課税されません。また、申告の必要もありません。（正味の遺産額＝遺産総額－非課税財産－葬式費用－債務＋相続開始以前3年以内の贈与財産）

- 次の者は法定相続人として計算に入れることになります。

- ①代襲相続人 （相続開始前に被相続人の子がすでに死亡している場合や、廃除・欠格によって相続の権利を失っている場合には、それらの孫や曾孫）
- ②認知された子
- ③胎児 （胎児の時点では計算に入れず、出生後に計算し直す）
- ④相続を放棄した者
- ⑤取得分がゼロの者
- ⑥一般養子 （世間一般でいう養子縁組による親子。実子あり…1人まで 実子なし…2人まで）
- ⑦特別養子 （特別養子制度に基づく養子。養親の法定相続人になるが実親の遺産の相続権はない）
- ⑧養父母 （父母が相続人になる場合、養父母がいれば計算に入れる）

- 相続税額は、正味の遺産額の計算→相続税総額の計算→各相続人の相続税の計算という段階を経て求められることになります。



- 配偶者の相続分に関しては**配偶者の税額軽減制度**が利用できるため、配偶者の相続分が次に該当する場合には相続税はかからないことになります。

1億6000万円以下、または法定相続分以下

- この軽減措置が利用できるのは、**婚姻届が提出**されている配偶者に限ります。婚姻期間についての制限はありません。
- 相続税の**申告期限までに遺産分割**が確定していない場合には、この軽減措置は受けられません。ただし、相続税の申告期限から**3年以内**に遺産分割が行われたときは、この軽減措置が受けられるようになります。

## 相続税の2割加算

- 遺産を取得する場合で次に該当する者は、相続税に相続税額の**2割を加算**して納付しなければなりません。

配偶者や一親等の血族以外の相続人（例えば、兄弟姉妹や孫など）

- ただし、代襲相続した孫・曾孫には、2割加算は適用されません。また、養子や養親も一親等以内になりますので同様に2割加算は適用されません。
- また相続税法では、相続人にならない養子も加算しなくてもよいことになっています。
- 2割加算したあとの税額がその人の課税価格の70%を超えるときは、**課税価格の70%**を納税額とします。

## 贈与税額控除

- 相続開始前**3年以内**に被相続人から生前贈与を受けた財産については、その贈与価額を課税価格に加算して相続税を計算することになります。しかしその贈与を受けた人は、すでにその時点で贈与税を支払っているはずですから、その人は同じ財産について税金を二重に支払うことになってしまいます。
- そこでこの弊害を避けるために設けられているのが**贈与税額控除**で、計算された相続税から、すでに支払った贈与税額を差し引くことができる制度です。具体的な控除額は次の通りとなります。

### 【相続開始前3年以内に被相続人以外からも贈与を受けていた場合】

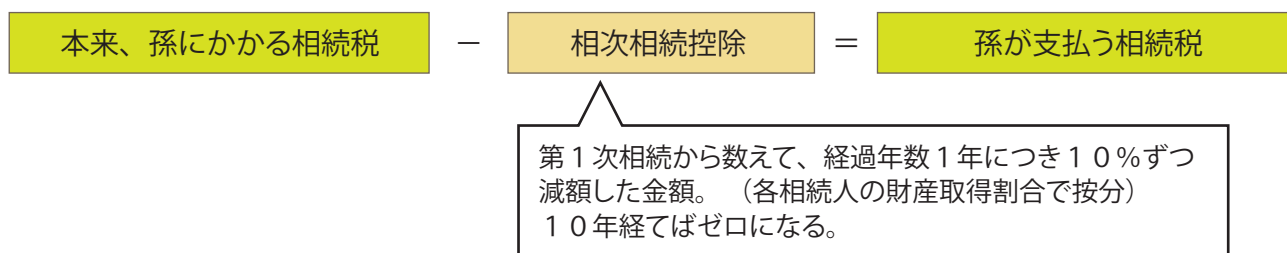
$$\text{控除額} = \text{贈与を受けた年分の贈与税額} \times \frac{\text{相続税の課税価格に加算した贈与財産額}}{\text{贈与を受けた年分の総贈与財産額}}$$

### 【相続開始前3年以内に被相続人だけから贈与を受けていた場合】

$$\text{控除額} = \text{支払った贈与税全額}$$

- 贈与税控除額が相続税額を上回ったとしても、その超過分については還付されません。
- 相続開始の年に受けていた贈与については、初めから相続財産に含めて相続税が計算されますので贈与税の課税はありません。

- 同じ財産について**短期間で何回も相続が発生**すると、相続人にとって非常に重い税負担となってしまいます。例えば、祖父が亡くなって父がその相続税を支払い、数年のうちにその父も相次いで亡くなったため、その子（祖父からみたら孫）がまたすぐに相続税を支払わなくてはならない…といったような場合です。
- そこで**10年以内に2度以上**相続が発生した場合には、2度目以降の相続の際には、1回目に支払った相続税のうちの一定金額をその時の相続税から差し引くことで税負担の軽減を図る制度が設けられています。これを**相次相続控除**といいます。
- この場合、先に発生した相続を**第1次相続**、2度目の相続を**第2次相続**といい、この2度目の相続時における相続税は次のように算出されます。



## 相続の欠陥と廃除

### 相続欠格

- 自分が相続上で有利な立場を得るために、下記のような**違法行為をした相続人**は、法律によって相続権を剥奪されます。これを**相続欠格**といいます。
  - ① 被相続人や先・同順位相続人を殺したり、殺そうとしたために刑に処せられた者
  - ② 被相続人が殺されたことを知りながら告訴・告発しなかった者
  - ③ 遺言の妨害や詐欺・脅迫による遺言書の作成、取り消し、変更をさせた者
  - ④ 遺言書を偽造・破棄・隠匿した者
- 裁判所の決定などの法的手続きは必要なく、いずれかの欠格原因に該当すれば**自動的に**相続権はなくなります。
- 相続欠格は当事者のみに適用されますので、その者に代わって子が**代襲相続**することは認められています。

### 相続人の廃除

- 相続欠格ほどではないにしろ、相続人に下記のような一定の非行があれば、**被相続人の意思**により、その者を相続人からはずすことができます。これを**相続人の廃除**といいます。
  - ① 被相続人に対する虐待
  - ② 被相続人に対する重大な侮辱
  - ③ その他著しい非行
- 廃除するためには、被相続人が**家庭裁判所に申し立て**て、認められなければなりません。申立ては生前でもできますし、遺言書で行うこともできます。遺言で廃除する場合には、指定した遺言執行者が被相続人に代わって家庭裁判所に申し立てることになります。
- 廃除は当事者のみに適用されますので、その者に代わって子が**代襲相続**することは認められています。



- 被相続人は、遺言によって原則として自由にその財産を処分することができます。(指定相続)  
しかしその処分がまったくの自由ということになると、全財産が他人などに渡ってしまい、残された遺族が生活に困窮するといったケースも生じてきます。
- そこで、こうした事態を避けるために民法では遺留分という制度が設けられています。  
これは、一定の遺族を守るために最低限相続できる財産を保証するもので、その割合は次の通りです。

法定相続人の種類	遺留分の合計	相続人の種類別遺留分		
		配偶者	子 供	父 母
配偶者のみ	1/2	1/2	—	—
子供のみ	1/2	—	1/2	—
配偶者と子供	1/2	1/4	1/4	—
配偶者と父母	1/2	1/3	—	1/6
父母のみ	1/3	—	—	1/3

注：子供や父母が複数の場合には、その遺留分の範囲内において頭割りされる

- 遺留分は兄弟姉妹には認められていません。したがって相続人が兄弟姉妹しかいない場合には、被相続人は全財産を第三者に遺贈することができます。
- 自分の相続財産が遺留分を下回っていることが明らかになった場合には、余分に遺贈または贈与された受遺者に対して、自分の遺留分に相当する財産を相手の受遺分から減らすように請求することができます。これを遺留分の減殺請求といいます。減殺請求は、「減殺する」という意思表示を相手方に伝えるだけで有効ですが、相手に応じない場合には、家庭裁判所に調停を申し立てることになります。
- 遺留分の減殺請求ができるのは、相続開始から1年以内です。ただし、侵害されていることを知らなかった場合は、それを知ったときから1年が期限となります。また、相続開始から10年が経過すると、知っていたか否かに拘わらず、減殺請求権は消滅します。(減殺請求は相続開始前に行うことはできません)
- 遺留分は必ずしもその権利を行使する必要はなく、例えば自分の遺留分が侵害されるような遺言内容であっても被相続人の意思を尊重したいというような場合には、遺留分を放棄することができます。
- 家業の後継ぎ等、特定の子に全財産を相続させようとする場合には、遺贈と遺留分の放棄とを併せて行うことが必要です。まず、被相続人が特定の子に全財産を遺贈する旨の遺言をし、次に他の相続人達に遺留分を放棄してもらいます。ただし、この場合の遺留分の放棄は、相続開始前に家庭裁判所の許可を受けることが必要です。

- 相続人のなかには、被相続人の家業を助けて財産形成に寄与したり、被相続人の療養看護をするなど、他の相続人に比べてその貢献度が大きい人がいる場合があります。民法ではそのような相続人については他の相続人よりもその分だけ相続分を多くすることが認められています。これを**寄与分**といいます。
- 寄与分をどの程度みるかについては、相続人同志の協議で決めることとなりますが、その協議がまとまらない場合には、家庭裁判所に申し立てて寄与分を決めてもらうこともできます。
- 寄与分の金額には限度はありませんが、他の相続人の遺留分を侵害することはできません。
- 寄与分が確定したら、それぞれの相続人は総遺産額から寄与分をマイナスした金額を相続分に応じて分割し、寄与者はその金額に**寄与分をプラスした額を相続**することになります。

## 特別受益者

- 相続人のなかには、被相続人の生存中に学費や結婚資金、事業資金などを出してもらったりしている場合があります。このような相続人を民法では**特別受益者**といいます。
- もし、相続人の中に特別受益者とそうでない者がいて遺産を均等に分割して相続するとしたら、特別受益者が他の相続人よりも多くの遺産を承継することになり不公平が生じます。民法ではこのような不公平を是正するためにつぎのような分割方法を用いることを認めています。

① 特別受益者が生前に贈与された額は生前に相続したものとみなしてその額を遺産額にプラスした**みなし相続財産額**を出し、それを被相続人の全遺産であるとみなします。(これを**特別受益の持ち戻し**といいます)



② 次に①の額を法定相続分で按分して仮の相続分を出しておき、特別受益者の仮の相続分から生前贈与(または遺贈)された金額を**控除して実際の相続分を算出**することで不公平は是正されることとなります。

- 特別受益で得た額がその人の相続分を超えた場合には、特別受益者は相続分を受けることはできません。ただし、その相続分を超えた部分については**原則として返還する必要はありません**。
- 特別受益の額が他の相続人の遺留分を侵害する場合、侵害された側は遺留分の減殺請求をおこすことができ、特別受益者はそれに応じなくてはなりません。
- 生前贈与された財産は、原則として**相続開始時点の価値**で換算し直すことになっています。

- 遺言とは、人の生前における最後の意志を、その死後、**法律的に保護し実現**させるための制度で、**満15歳以上**で正常な判断能力を有する人であれば、誰にでも行なうことができます。
- 法的に有効な遺言書がある場合には、協議分割成立以外は、相続人はその遺言書に従わなくてはなりません。
- 民法では次の4種類を遺言できる事柄として定めています。

財産処分に関する事	財産の処分（遺贈する人や団体の指定）、財団法人設立のための寄付行為の指定、遺産運用を信託する旨の指定 など
身分に関する事	未成年者の後見人の指定、婚姻外で生れた子の認知に関する事 など
相続に関する事	相続分の指定、特別受益者の相続分、遺産分割の方法、相続人の廃除やその取り消し、5年以内の遺産分割の禁止、祭祀継承者の指定 など
遺言の執行に関する事	遺言執行者の指定とその委託 (遺言執行者とは?…相続財産の管理その他遺言の執行に必要な行為をする者で、相続人や利害関係者はすることができない)

- たとえ遺言書に残しておいても、次の事柄は法的拘束力はありません。
  - ① 相続人の結婚・離婚に関する指定
  - ② 養子縁組に関する指定（生前でなければ無効）
  - ③ 遺体解剖・臓器移植に関する事（遺族の同意が必要）
- 被相続人が生きているうちは、いつでも有効に遺言を**取り消す**ことや**変更**することができます。

## 遺言の方法

- 民法で認められた遺言の方法は、**普通方式**と**特別方式**に分けられています。
- 特別方式とは、死期が間近に迫っている時・伝染病で隔離されている時・海での遭難で死亡の危機が迫って時などに行なわれる遺言で、①**一般隔離地遺言** ②**船舶隔離地遺言** ③**一般危急時遺言** ④**難船危急時遺言**があります。
- 一般の遺言は普通方式で行なわれます。普通方式には、①**自筆証書遺言** ②**公正証書遺言** ③**秘密証書遺言**の3種類があり、それらの特徴は次の通りです。

	公正証書遺言	自筆証書遺言	秘密証書遺言
方 法	本人と立会人2人が公証人役場に行き、遺言書を作成する。病気で行けない場合は、公証人が自宅に来てくれる	自分で遺言書を書き、氏名・日付を記入したうえで押印する(用紙の種類・大きさ・筆記具は自由)	本人が遺言書を作成してから封印をして、公証人役場で証明してもらう(用紙の種類・大きさ・筆記具は自由)
日 付	年月日まで入れる	年月日まで入れる	年月日まで入れる
書 人	公証人	本人 (全て自筆であること)	本人が望ましい (代筆やワープロでも可)
証 人	2人以上必要 (未成年者や推定相続人等、一定の者は証人にはなれない)	不 要	公証人1人、証人2人 (未成年者や推定相続人等、一定の者は証人にはなれない)
署名押印	本人、公証人、証人	本 人	本人、公証人、証人
印 鑑	本人…実印(印鑑証明書が必要) 証人…実印・認印のいずれでもよい	実印・認印のいずれでもよい	本人…遺言書に押印したのと同じ判で封印 証人…実印・認印のいずれでもよい
開封のしかた	遺言書は遺族が確認した時点で開封できる	遺言書を発見しても、すぐに開封できず、家庭裁判所の検認が必要	同 左
保管法	原本を20年間 公証人役場に保管	自分で保管	同 左
費 用	公証人手数料	特になし	公証人手数料
長 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺言の存在と内容が明確にできる</li> <li>●自分で保管する必要がない</li> <li>●自分で書けない人でも遺言書が残せる</li> <li>●家庭裁判所での検認が不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●簡単に作成できる</li> <li>●遺言内容の秘密が保てる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺言の存在が明確にできる</li> <li>●遺言内容の秘密が保てる</li> <li>●自分で書けない人でも代筆により遺言書が残せる</li> </ul>
短 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺言内容の秘密が保ちにくい</li> <li>●公証人への手数料が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●紛失の恐れがある</li> <li>●書き方に不備があると、のちのち紛争が起こる恐れもある</li> <li>●家庭裁判所での検認が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●紛失の恐れがある</li> <li>●書き方に不備があると、のちのち紛争が起こる恐れもある</li> <li>●公証人への手数料が必要</li> <li>●代筆の場合は秘密が保ちにくい</li> <li>●家庭裁判所での検認が必要</li> </ul>

公証人…当時者その他の関係人の依頼によって公正証書を作成したり、私製証書や定款に認証を与えたりする権限を持つ者

- 民法では、遺産分割について次のような原則を定めています。
  - ① 被相続人の意思を尊重して、遺言書による指定があればその割合により分割します。  
この割合のことを**指定相続分**といいます。

↓

  - ② 遺言書がない場合や、例えあってもその分割方法についての指定がされてない場合には、相続人同志の話し合いで決めることになります。(遺産分割の協議)

↓

  - ③話し合いがまとまらない場合には、民法で定められた相続分（法定相続分という）によることになります。
- 上記②の協議によって分割が確定したら、それに基づいて**遺産分割協議書**を作成します。作り方に特に決まりはありません。縦書きでも横書きでも、手書きでもワープロでも自由です。ただ、誰がどの財産を取得するのか明確になっていて、実印（印鑑証明付）が押印してあれば要件を満たします。収入印紙は不要です。
- 遺産分割協議書は、①不動産の相続登記をするとき ②相続税の申告をするとき には必ず必要となります。これがないと配偶者税額控除も受けられなくなります。(ただし、申告期限から3年以内に遺産分割協議書が提出されれば、申告期限にさかのぼってこの控除を受けることができます)
- 未成年者は相続のための法律行為を単独で行なえません。通常なら未成年者の親が代理人として法律行為を行なうのが一般的ですが、親も相続人の一人であるときは利益が相反するため、このような場合には、**家庭裁判所**に申請して**特別代理人**を選任してもらう必要があります。当然、遺産分割協議にはこの特別代理人が出席することになります。
- できるだけ早く遺産分割を行ないたい場合には、家庭裁判所に**分割の申立て**をすることになります。通常は、まず調停を受け、それでもまとまらない場合は審判を受けることになります。
- 遺産分割に**重大な瑕疵**があった場合はやり直しが可能ですが、分割後の財産価格の変動程度の理由での分割見直しなどは認められません。その場合には贈与税や譲渡所得税が課税される恐れもあります。
- 遺産分割の具体的方法には次のようなものがあり、これらを複数組み合わせることも可能です。

現物分割	個々の財産そのものを、各相続人に対して具体的に配分していく方法
代物分割	遺産の全部またはその大部分を1人の相続人がその相続分を超えて取得する代わりに、他の相続人に対しては他の物を渡す方法
換価分割	遺産を処分して、その売却代金を各相続人に配分する方法
代償分割	遺産の全部またはその大部分を1人の相続人がその相続分を超えて取得する代わりに、他の相続人に対しては金銭を支払う方法
共有分割	相続人全員で遺産を共有する方法



民法では、相続財産を受け入れるか否かは相続人の自由な選択にまかせています。

(遺言により財産をもらう人(受遺者)にもこの選択肢があります)

相続財産を受け入れることを**相続の承認**といい、受け入れを一切拒否することを**相続の放棄**といいます。相続の承認の方法には**単純承認**と**限定承認**の2通りがあります。

## 単純承認

- 被相続人の財産と債務を**無条件・無制限**に引き継ぎます。一般に「相続する」といっているのは、この単純承認を指しています。
- 相続の意思表示は、相続人になったことを知ったときから3ヶ月以内に行うことになっていますが、何の意思表示もないままにこの期間が過ぎた場合には、単純承認したものと同みなされます。

## 限定承認

- 相続財産の**範囲内**で被相続人の債務を引き継ぎます。
- 相続人になったことを知ったときから**3ヶ月以内**に**家庭裁判所**に「限定承認の申述審判申立書」を提出しなければなりません。これには被相続人および相続人全員の戸籍謄本や財産目録等を添付します。
- 限定承認するには、相続人の**総意**が必要となります。一人でも「単純承認したい」と言えば、他の者は限定承認できなくなります。
- 財産と債務のどちらが多いかわからない場合は、限定承認を選択した方が安全です。仮に債務の方が結果として多かった場合でも財産の範囲内で返済すればよく、反対に財産の方が多かった場合には残りを遺産として取得できるからです。

## 相続放棄

- 債務はもちろん、いっさいの財産の引継ぎも**拒否**することです。
- 相続人になったことを知ったときから**3ヶ月以内**に**家庭裁判所**に「相続放棄申述書」を提出しなければなりません。家裁はこの申述書によって本人の意思を確認したうえで受理します。
- いったん受理されると、原則として取り消すことはできません。ただし、その意思表示が脅迫等により行なわれた場合や、法定代理人の承諾を得ない未成年者によってなされていた場合などには取り消すことができます。取り消しの申立ては、その事実を知ったときから6ヶ月以内、あるいは相続放棄から10年以内であることが必要です。
- はじめから債務の方が明らかに財産より多いとわかっている場合には、相続放棄を選択するのが賢明です。
- 相続放棄した者の直系卑属は代襲相続することはできません。

## 受遺者の場合

- 「遺産全体の1割を贈与する…」というような、遺産全体に対する割合を指定して遺贈された者(**包括受遺者**)は、他の相続人同様に指定された割合に応じて被相続人の返済義務を引き受けなくてはなりません。
- 「有価証券は末弟に贈与する…」というように、遺産の中のある特定の財産を遺贈された者(**特定受遺者**)は、遺言での特別な指定がない限り債務の返済義務を引き継ぐことはありません。
- 例え遺言で遺産を贈られたとしても、受遺者はこれを**自由に放棄**することができます。

人の死亡を起因として財産がもらえる形式としては「相続」が一般的ですが、このほかにも**遺贈**と**死因贈与**という2つの形式があります。どちらも贈与なのですが、相続と同じように、人の死亡を起因として財産の移転が発生しますので、贈与税ではなく、**相続税が課税**されることになります。

## 遺 贈

- 遺贈は、財産を贈る人（**遺贈者**）の意思によって相続人はもちろん、相続人以外の個人や法人・団体に対しても行なうことができます。（財産をもらう人のことは**受遺者**といいます）
- 遺贈には、「財産の3割を譲る」というように財産の一定割合を指定して行なう**包括遺贈**と、「〇〇市〇〇番の土地を譲る」というように財産を特定して行なう**特定遺贈**があります。
- 包括遺贈の場合、受遺者は指定された割合だけ債務も負担する義務がありますが、特定遺贈の場合なら特に指定がない限りこの義務はありません。また、包括遺贈は不動産取得税がかかりませんが、特定遺贈の場合は相続人以外が財産をもらったときは不動産取得税がかかるなど、それぞれ長所・短所があります。
- 例え遺言で遺産を贈られたとしても、受遺者はこれを自由に**放棄**することができます。

## 死 因 贈 与

- 死因贈与とは、「自分が死んだら〇〇の土地を君にあげよう」・「はい、いただきましょう」というように、財産を贈る人（**贈与者**）ともらう人（**受贈者**）との間で、本人の死亡を原因として贈与する**合意（契約）**が生前になされ、それに基づいて行なわれる贈与で、もらう人の意思に関係なく行なわれる遺贈とはこの点が大きく異なります。
- 死因贈与は、「受贈者があらかじめ何をもらえるか確認できる」・「遺贈のような厳密な手続きなしでできる」という長所もありますが、受贈者には不動産取得税がかかるというような短所もあります。

- 相続税の課税対象となるのは、被相続人が死亡時において所有していた不動産や動産など形のある物のほか、金融資産・不動産に関する権利・債権、無体財産権（特許権・著作権）など形のない物も含まれます。このような財産を**本来の相続財産**といい、具体的には次のようなものがあります。

土地	田・畑（自作農のほか、貸付地も含む）、宅地（居住用・事業用宅地のほか、貸宅地・貸家建付地も含む）、山林・原野・牧場・池沼・鉱泉地・雑種地など
土地の上に存する権利	田・畑の耕作権や永小作権、宅地の地上権や借地権、区分地上権・区分地上権に準ずる地役権・定期借地権・温泉権・占用権・賃借権（借地権等除く）など
家屋	自宅やアパート等の貸家、倉庫・工場などの建物のほか、門・塀・庭園設備や広告塔・養魚池・駐車場などの構築物も含む
事業（農業）用財産	製造機械・コンピューター・自動車・船舶・農機具等や什器備品、商品・製品（半製品も）・原材料・農作物等の形のある物のほか、売掛金や受取手形・貸付金などの債権、電話加入権・営業権などの無形固定資産も含む
有価証券	上場株式や取引されてない同族会社の株式や出資、国債や地方債・社債（利付債・割引債等）、証券投資信託・貸付信託の受益証券など
現金・預貯金等	現金・普通預金・定期預金・当座預金・郵便貯金・定期積金などのほか、金銭信託も含む
家庭用財産	家具・什器備品・家庭用のパソコン・書画骨董・宝石・貴金属など
その他	宅地内の立木や農業用以外の果樹、事業に関係ない自動車や船舶、未収の地代・配当金・貸付金や、特許権・著作権・ゴルフ会員権・電話加入権など

- 相続税の課税対象となる財産には、民法でいう本来の相続財産のほかに、税法上で相続財産に含めて計算されるものがあります。これを**みなし相続財産**といい、代表的なものに死亡保険金と死亡退職金があります。これらは被相続人の死亡を原因とした契約により必然的に取得される財産であることから、相続財産に含めるという考え方なのです。

生命保険金	被相続人の死亡によって支払われる生命保険金や共済金で、被相続人が保険料を負担していたもの
死亡退職金	本来、被相続人が受け取るはずだった退職手当金や功労金などで、死亡後遺族に支払われたもの
生命保険契約に関する権利	被相続人が保険料を負担した生命保険契約で、相続時にはまだ保険事故が発生していないもの
定期金（年金）契約に関する権利	被相続人が掛金を負担していた郵便年金契約などで、相続時にはまだ年金の給付事由が発生していないもの  (定期金とは？…生命保険会社、証券会社、郵便局などの個人年金のように、一定の期間、定期的に給付される金銭、またはその代替物をいう)
定期金（年金）の受給権	被相続人が受給していた郵便年金などで、被相続人の死亡後、遺族が受給できる契約になっている一時金や年金の受給権
退職年金の継続受給権	被相続人が受給していた退職年金で、死亡後は遺族に継続して支給されるもの
信託受益権	遺言によって相続人や受遺者に与えられることになった信託の受益権
債務の免除益	遺言によって債務が免除されることになった場合の、その免除分に相当する額

- 被相続人の葬式のために使った費用も債務控除として相続財産から引くことができます。
- 債務控除できるのは、相続人が実際に支出したものでなければなりません。したがって社葬など会社が葬式費用を負担している場合などは控除できません。
- 領収証の取れない場合でも、葬式の出納帳などに支出の記録があれば控除が認められます。
- 葬式費用のうち、控除できるもの・控除できないものの内訳は次の通りです。

相続財産から引ける葬式費用	火葬・埋葬・納骨の費用、通夜・告別式の費用、被相続人の職業や財産からみて妥当と思われる枕経料・戒名料、遭難や事故等で死亡したときの遺体の捜索・運搬の費用 など
相続財産から引けない葬式費用	香典返しの費用、墓地・墓石・仏壇の購入費用、初七日・四十九日などの法要の費用、裁判などのために行なった遺体の解剖費用 など（香典収入には所得税が課せられないから。また墓地・墓石等は相続税の対象から外されているから）



- 金銭的価値があるからといって、どの財産も相続税の課税対象になるわけではありません。次の①～③の目的に該当する財産については、その性格上**非課税**とされています。

- ①財産の性格や国民感情からみて相続税の課税になじまないもの
- ②公益事業の保護育成等の趣旨によるもの
- ③社会政策や相続人の生活保障のためのもの

- 具体的な非課税財産とその取り扱いは次のようになります。

① 財産の性格や国民感情から見て相続税の課税になじまないもの	墓・仏壇	墓所・霊廟・墓石・仏壇・位牌・神棚などの祭祀用具。 ただし、投資目的で購入した仏像などには課税される
	香典	葬式の香典・花輪代・一定額までの弔慰金。 ただし、常識を超えた額の香典などには課税される
	三種の神器	皇室経済法の規定により皇嗣が継承する、いわゆる「三種の神器」など。 一般人には関係なし
② 公益事業の保護育成等によるもの	公益事業用財産	教育・文化・科学の振興や社会福祉の向上をめざす公益法人・特定公益信託に寄付した財産。ただし、その公益法人等が一定期間内に公益法人等でなくなった場合には申告のやり直しが必要
	国等への寄付	相続や遺贈によって取得した財産のうち、申告期限までに国や地方公共団体に寄付した財産
③ 社会政策や相続人の生活保障等のため	給付金受給権	心身障害者扶養共済制度に基づく給付金の受給権
	生命保険金等のうち一定の金額	相続人の取得した生命保険金（死亡保険金）等の範囲内において、『500万円×法定相続人数』の金額までは非課税
	死亡退職金のうち一定の金額	相続人の取得した死亡退職金等の範囲内において、『500万円×法定相続人数』の金額までは非課税。
	一定範囲内の弔慰金	業務上の死亡による場合は給与の36ヶ月分、それ以外の場合は給与の6ヶ月分以内の弔慰金は非課税

- 被相続人が死亡したときに負っていた借金や税金などの未払金は相続財産から控除することができます。これを**債務控除**といいます。相続財産から控除できる債務・控除できない債務の取り扱いは次の通りです。

相続財産から引ける債務	<b>通常の債務</b>	住宅ローンなどの借入金や金融機関への債務、事業上の買掛金や未払金、アパートの敷金などの預り金、被相続人の医療費・入院費のうち未払い分など
	<b>保証債務</b>	他人の借金の保証人として負担することになった保証債務のうち、債務者本人から返還してもらえない額
	<b>税金</b>	死亡した年の所得税、納期限が未到来の死亡年分の固定資産税・住民税など
相続財産から引けない債務	<b>非課税財産の債務</b>	墓地や仏壇などの非課税財産の未払い債務 (もともと墓地などは相続税が非課税だから)
	<b>求償できる保証債務</b>	借金の保証人として支払ったものであっても、債務者本人に弁済を求めることができる場合は、その部分の金額は控除の対象外

## 生前贈与財産

- 相続開始前**3年以内**に、被相続人から相続人（または受遺者）に対して贈与された財産については、相続税の課税対象になります。（被相続人以外からの贈与財産は関係ありません）
- 相続税の計算に加算される生前贈与財産の価額は、原則として**贈与時の価格**（贈与税の申告の際の評価額）になります。
- 住宅取得資金の贈与の特例**の適用を受けた贈与資金であっても相続財産に**加算**しなければなりません。  
住宅取得資金贈与の特例とは？…親や祖父母から住宅資金の贈与を受けた場合、1500万円までは贈与税が軽減されるというもの
- ただし、**配偶者の贈与税の特例**の適用を受けた贈与財産については**加算の必要はありません**。  
配偶者の贈与の特例とは？…夫婦間で居住用不動産またはその取得資金の贈与を受けたときは最高2000万円まで課税価格から控除できるというもの
- 贈与を受けた財産について納付済みの贈与税がある場合には、その額は一定割合で相続税から控除されます。これを**相続税の贈与税額控除**といいます。
- 相続開始の年に受けていた贈与については、初めから相続財産に含めて相続税が計算されますので贈与税の課税はありません。

- 相続税は、相続開始後10ヶ月以内に納めなくてはなりません、その期間内に多額の現金や小切手を用意することが困難な場合には分割で納付することもできます。これを**延納**といいます。
- 延納の申請は、申告期限までに**延納申請書**を税務署に提出してその**許可**を受けなければなりません。
- 延納できる要件は次の通りです。
  - ①相続税額が10万円を超えること
  - ②納期限までに金銭で納付することが困難な事由があること
  - ③担保提供できること（延納税額50万円未満で延納期間3年以下の場合は不要）
  - ④申告期限までに延納申請書を提出すること
  - ⑤税務署長が許可すること
- 延納する場合には、本税（延納税額 ÷ 延納年数）に**利子税**が**加算**されます。  
利子税の割合（年利率）は、課税相続財産に占める不動産の割合や延納期間によって原則 3.0 ~ 6.0% の範囲内で定められていますが、最近の低金利情勢を受けて、公定歩合に連動した軽減措置（1.7% ~ 3.6%）が設けられています。（変動要素がありますので詳細は税務署等でご確認ください）
- 延納できる期間は、課税相続財産に占める不動産等の価額の割合や、どの種類の相続財産に対応する税額かによって細かく定められています。下表はその一部を抜粋したものです。

区 分		延納期間(最長)
不動産等の割合が75%以上の場合	①不動産等に対応する税額	20年
	②その他の財産に対応する税額	10年
不動産等の割合が50%以上75%未満の場合	③不動産等に対応する税額	15年
	④その他の財産に対応する税額	10年
不動産等の割合が50%未満の場合	⑤立木（30%超）に対応する税額	5年
	⑥その他の財産に対応する税額	5年

※不動産等には、同族会社の非上場株式や立木等が含まれます。

- 相続した財産の大半が不動産で、手持の現金も非常に少なく納税資金調達の目途も立たないような場合には、金銭に換えて、相続した物で納めることができます。これを**物納**といいます。
- 物納の申請は、申告期限までに**物納申請書**を税務署に提出してその**許可**を受けなければなりません。その際には、物納財産目録・不動産の登記簿謄本・公図・地積測量図・所在図等の添付が必要となります。
- 物納できる要件は次の通りです。
  - ①延納の方法によっても金銭納付が困難であること  
(延納によれば納付が可能な場合には、物納は認められない)
  - ②物納可能な財産があること
  - ③申告期限までに物納申請書を提出すること
  - ④税務署長が許可すること
- 上記①の「延納の方法によっても金銭納付が困難であること」かどうかは、次のような点を総合的に勘案して決定されます。
  - ①納税者が相続により取得した財産の状況
  - ②納税者自身の資産の所有状況や収入状況等
  - ③貸付金の返還
  - ④退職金給付の確定等
  - ⑤近い将来における臨時的支出
- 物納が許可される範囲は、「まず延納を行ない、それでも納付しきれない部分」についてです。
- 物納の許可を受けたあとで、相続税の一時納付または延納が可能になったときは、許可を受けた日から1年以内であれば、**物納を撤回**することができます。ただし、撤回が認められるためには次の条件を満たしていることが必要となります。
  - ①物納財産が賃借権など不動産を使用する権利の目的になっている不動産であること
  - ②物納に係る相続税を金銭によって一時納付または延納できるようになったこと
  - ③物納の許可を受けた日から1年以内に撤回の申請をすること
  - ④物納財産が換価されたり、公用に供されたりしていないこと
- 物納できる財産は、相続や遺言で取得した財産のうち、次のような物が対象となります。
  - 物納できる財産** ①国債や地方債
  - ②不動産や船舶 (不動産については底地も物納可能)
  - ③社債・株式・貸付信託・証券投資信託の受益証券
  - ④動産
  - 物納できる財産** ①抵当権等がついている財産
  - ②係争中の財産
  - ③共有財産 (ただし、共有者全員がそれぞれの持分全部を物納する場合は認められる) など…

- 物納できる財産の間でもその順位が定められていて、まず第1順位の財産の物納が求められ、それでも納付金額に足りない場合には第2順位→第3順位の財産での物納となります。順位は次の通りです。

第1順位 国債・地方債・不動産・船舶

第2順位 社債・株式・貸付信託・証券投資信託の受益証券

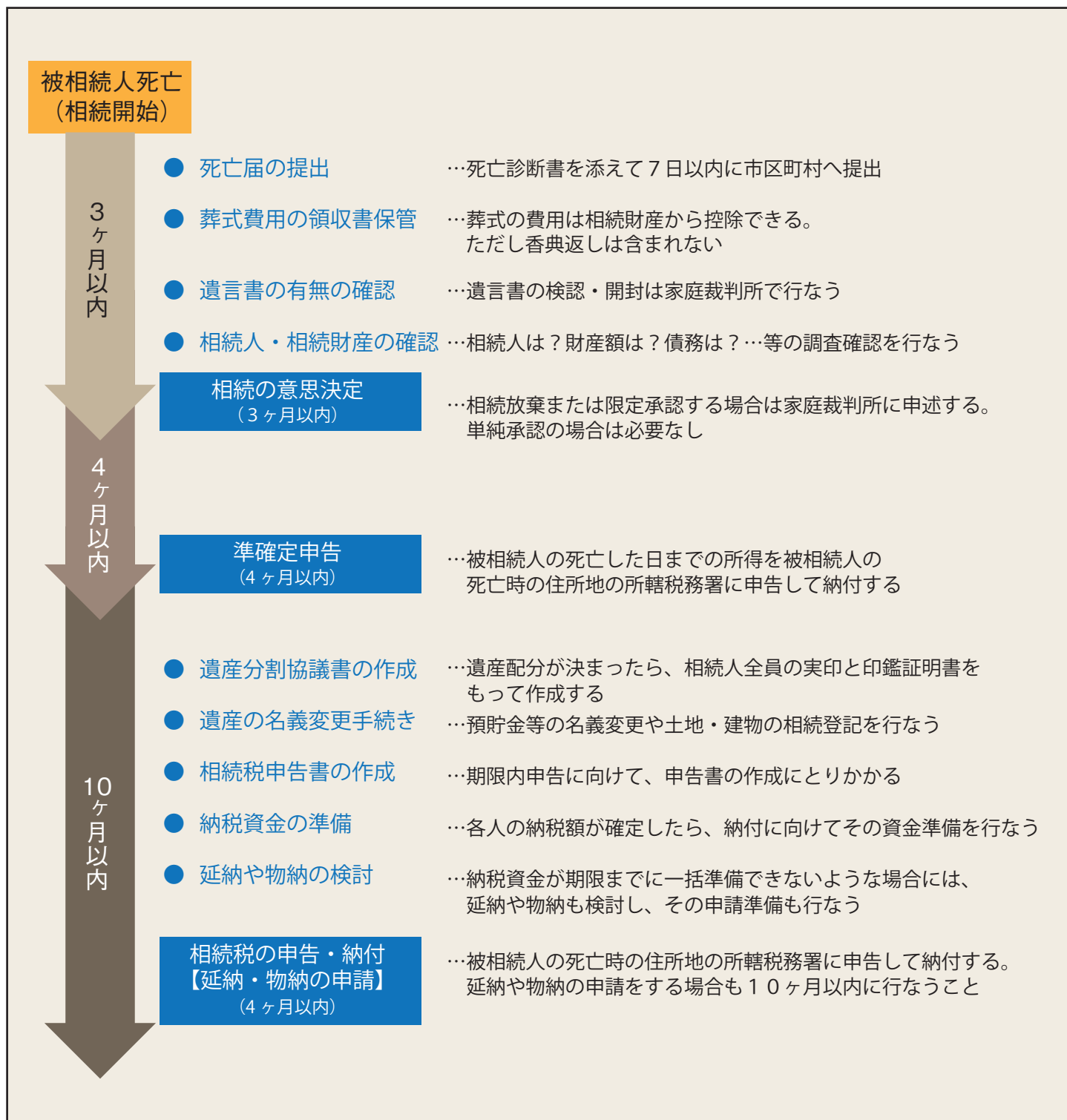
第3順位 動 産

- 物納財産には譲渡所得税がかからないというメリットがある反面、その算定が時価でなく相続税評価額でなされるため、売買価格は通常より低くなるというデメリットもあります。それらの点を踏まえて、物納か売却かを慎重に検討する必要があります。

(申告期限後3年以内の譲渡であれば、その相続した土地等に係る相続税の全部または一部をその土地等の取得費に加算できます)



- 相続税は、遺産を取得した人すべてが納めるわけではありません。相続税の申告納付義務が生じるのは正味の遺産額（課税価格の合計額）が基礎控除額を超え、かつ納付すべき税額が算出された場合だけです。ただし、**配偶者控除**については、申告しなければこの控除を受けることはできませんのでご注意ください。
- 相続開始～相続税申告納付 までのフロー図は、およそ次のようになります。



相続発生に伴う各種手続きは次のようになります。

手続きの種類	提出期限	手続きの窓口	必要書類（一部抜粋） （詳細は各窓口で必ずご確認ください）
死亡届	7日以内	死亡者の住所地の市区町村役場	死亡診断書または死体検案書
遺言書の検認 （ある場合のみ）	相続発生後 遅滞なく	死亡者の住所地の家庭裁判所	遺言書の原本、遺言者・相続人全員の戸籍謄本、受遺者の戸籍謄本または住民票抄本など
相続の放棄 （または限定承認）	3ヶ月以内	被相続人の住所地の家庭裁判所	相続放棄申述書 （限定承認の申述審判申立書） 申述人及び被相続人の戸籍謄本など
準確定申告	4ヶ月以内	被相続人の住所地の税務署	確定申告書、申告書付表など （ただし、死亡者の所得が1ヵ所からの給与のみの場合は申告不要）
相続税の申告	10ヶ月以内	被相続人の住所地の税務署	相続税の申告書、その他必要添付書類
生命保険金の請求	なし （死亡後はいつでもできる）	保険会社	生命保険金請求書、保険証券、受取人及び被相続人の戸籍謄本、死亡診断書、受取人の印鑑証明書、念書など

相続に伴う各種財産の名義変更手続きは次のようになります。

財産の種類	提出期限	手続きの窓口	必要書類（一部抜粋） （詳細は各窓口で必ずご確認ください）
預貯金	なし （死亡後はいつでもできる）	金融機関	通帳、依頼書、被相続人及び相続人の戸籍謄本、相続人全員の印鑑証明書、遺産分割協議書、遺言書があるときはその写しなど
株式 （債券の場合も同じ）		証券会社または株式の発行人	株券、株式名義書換請求書、被相続人及び相続人の戸籍謄本・印鑑証明書、遺産分割協議書など
不動産		不動産所在地の法務局（登記所）	登記申請書、被相続人及び相続人の戸籍謄本・住民票の写し、固定資産税評価証明書、印鑑証明書、遺産分割協議書、相続関係説明図、権利証など
自動車		陸運事務所	移転登録申請書、車検証、被相続人及び相続人の戸籍謄本・自賠責保険証書など
電話		電話会社	電話加入承継届、被相続人及び相続人の戸籍謄本・印鑑証明書など

借地権・借家権を相続した場合には、地主または大家に名義変更の申し出をします。必要書類や名義変更の費用も特にありません。地主から名義変更の手数料などを要求されても拒否することができます。